



東京都渋谷区代々木2丁目23番1号
ニューステイムナー865号室 (〒151-0053)
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301
E-mail : info@asset-adv.co.jp



AA 通信

2008年(平成20年)1月1日 第 6 号 (新春特大号)

新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
本年も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年 元旦

時候コラム

このAA通信が皆様のところへ届く頃は、非常に寒さが厳しいのではないかと思います。事前の予報では、北極から寒波が直接やってくるとの事で、年末年始にかけて、その寒波が日本列島を覆うそうです。年初から風邪など引かれないように、外出の際は暖かくしてお出かけ下さい。

通信トピックス

～“相続税”が抜本的に見直される可能性。～

前回のAA通信で、10月16日の日本経済新聞一面に、中小企業の後継者の相続税負担を軽減する「事業承継税制」について政府・与党が検討している旨の記事についてお伝えしましたが、12月13日に発表された、平成20年度与党税制改正大綱に具体的な改正が盛り込まれました。高い関心を集めている改正ですので、ご存知の方も多いと思いますし、改正の内容は様々なところで目にする機会も多いかと思います。

今回は、税制改正大綱の「改正の基本的な考え方」に書かれている文章を読む機会が少ないと思いましたが、事業承継税制の改正に対する考え方の記載された部分を抜粋してみます。[以下抜粋]
(3)事業承継税制

わが国経済の基盤となるべき中小企業の事業承継は、雇用の確保や地域経済活力の維持の観点から極めて重要であり、相続時の遺産分割や資金需要、税負担の問題等の様々な課題に対応する

総合的な支援策が必要である。その一環として税制面では、相続税の特例処置の大幅な拡充が急務となっている。～中略～、平成21年度の税制改正()において、事業の後継者を対象とした取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設()する。本制度は中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)施行日以降の相続等に遡って適用する。

この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。()

その際、格差の固定化の防止()、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的な見直しを検討する。()

この文章からは、まさに与党の「事業承継税制」だけでなく「相続税」に対する考え方まで読む事が出来ます。

まず第一に、この関心高い事業承継税制の改正は、平成21年度の税制改正で創設され

るものです。() 実際には、中小企業の事業の円滑化に関する法律(仮称)施行日以降の相続等に遡って適用する。ものです。また、この相続税の納税は“免除”ではなく“猶予”されるものです。納税猶予を受けた場合、一定条件を満たせない場合には、その時点で、猶予された相続税額と利子税を納付する事になります。

更に、文章が後半に注意が必要です。この制度化に合わせて、相続税の総合的な見直しを検討する。()とあります。その検討は、格差の固定化、すなわち納税者を固定しない方法で()、課税方式そのものから改めて検討する。()と記載されています。この文章は「改正の具体的内容」の項にも同様にありますので、本格的に検討されると思われます。

大綱の前段には、行政改革も必要だが、社会保障を始めとする給付に見合った安定的な財源を確保し、負担の先送りを立ち切らなければならない。との記載があります。基本は“増税”だと考えます。

通信トピックス

～ 交渉実務の現場から ～

前職の先輩から紹介された地主の“A氏”から相談を受けました。「借地人の“B氏”から建物の建て替えをしたいとの要望があって、ある人に仲介を頼んだがまとまらずに困っている。」という事でした。話を聞くと、“A氏”は“B氏”の建て替えを拒んでいる訳ではありません。詳しく聞いてみると、仲介に入った方が、建物の建て替え承諾と、土地賃貸借契約の更新を、混同して提案をしていました。しかも、“A氏”と“B氏”の双方から、仲介の報酬を受領しようと考えていたようです。これでは話がまとまる訳がありません。かえって、“A氏”が金銭目的で建て替えを拒んでいるかのような、誤解が生じている可能性があります。“A氏”から依頼を受けて、代わりに仲介に入る事にしました。

最初に、今迄の交渉経緯を確認して、“A氏”

に対して、過去の提案が間違っている点と、一般的な解決の条件を説明し、理解して戴きました。

次に“B氏”と面談し、まずは“A氏”への誤解が無いように伝え、条件を理解して戴きました。運も良かったと思いますが、元々、“A氏”と“B氏”の双方に敵対心がある訳ではありませんので、一度の面談で基本的な合意が整いました。

数日後、合意の覚書を作成して“B氏”に書類を届けると「これで建て替えが出来るのですね。」と言って、書類を見つめながら安堵したのか目に涙が浮かべていました。“B氏”の事情は書けませんが、相当の心労があったようです。

こうした仕事の場合、当事者の双方にとって、私の存在は、数十年に一度訪れる“一瞬の存在”だと考え、場当たりに交渉を成立させて報酬を得る事を目的としてはいけないと考えています。

出来るだけ双方の気持ちを繋いで、最後には、地主様と借地人様との双方に、信頼関係が残るように心がけています。

健康コラム

～“吸い玉”療法を体験しました。～

“吸い玉”療法とは、皮膚に適度な減圧刺激を与える事で自然治癒力の活性化を促す自然療法です。韓国語では「プハン」と言います。茶碗のようなカップを皮膚の上に逆さに置き、ポンプを使ってカップの中の空気を吸い出します。減圧によって皮膚が盛り上がりますので、10分程度そのままにしておきます。空気を吸い出すと、痛みは無く、じわじわと温まってくる感じがしてきました。私は背中にしたので、皮膚がどの程度盛り上がったかは判りませんでしたが、通常2cm位は盛り上がるそうです。吸い玉を付けた皮膚は、色が変わります。ピンク・薄紫・赤等の色になり、その色で健康状態が解るのだそうです。今回は、どんな健康状態の指摘を受けるか心配していましたが、「よい色ですね。健康的ですね。」と言われ安心しました。

終わっても痛みは全くなく、血液の循環が良くなったようで、とても温かくなりました。2～3日は写真のような痕が残りますが、痕が消える早さも健康と関連があるようです。



家族で

元アメリカ合衆国副大統領のアル・ゴア氏が主演した“不都合な真実”という映画をDVDで子供と観ました。昨年一月に日本で公開された映画です。アル・ゴア氏は地球温暖化の問題に取組み、環境問題の啓蒙に貢献したとして、ノーベル平和賞を受賞した事は、記憶に新しいと思います。映画の内容では、データの捉え方などで異議を含めて議論がなされている部分もありますが、具体的な環境変化の写真を観ると、地球温暖化の問題が身近に感じられました。

このDVDを観た二週間後ですが、12月29日の日経新聞に、消費者の意識調査で、コンビニエンスストアで「無料の割りばしを辞退する。」と答えた方が、「時々」と答えた方を含めて、68%にも上るとの記事がありました。12月の初めに消費者5,000人の回答を分析したそうですが、消費者の環境に対する意識が高まり、レジ袋だけでなく割りばしも辞退する傾向が強まっている。と書いてありました。私などは、購入した弁当と割りばしが、そのままレジ袋に入れられ、渡されるままにしていたので、意識の低さを感じて反省をしました。割りばしを辞退する勇気を持ちたいと思います。